

個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十条三項並びに個人情報情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十六条第一項及び第二項の規定に基づき、個人情報情報の保護に係る財務大臣の権限又は事務に属する事項の一部について、左記のとおり委任しております。

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の内職

法第五十条第一項の規定により、個人情報保護委員会が財務大臣に、法第二十六条第一項、法第四十六条第一項、法第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、同法第一百一条、同法第一百三一条、同法第一百五一条、同法第一百六条、同法第八十条及び同法第九十一条、同法第九十一条、同法第九十一条、同法第九十一条に規定する権限を委任した場合には、次表上覧に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任する。

国税庁

国税庁長官

財務局（財務支局を含む。）	財務局長（財務支局にあつては、財務支局長）
税関	税関長
沖縄地区税関	沖縄地区税関長

二 委任の期間

個人情報保護の保護に関する法律施行令第三十四条第一項の規定により個人情報保護委員会が定めた委任の期間

（令和五年四月一日現在）